

2021 年 10 月 28 日

第 78 回国民スポーツ大会企業協賛に係る 市町独自の企業協賛制度における留意事項

公益財団法人日本スポーツ協会
SAGA2024 実行委員会

各市町において企業協賛を実施される場合は、下記についてご留意ください。

記

1 協賛特典

市町実行委員会が実施可能な協賛特典は、以下のような内容が考えられます。ただし、下記内容以外の特典を実施する場合には、事前に SAGA2024 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）へ相談してください。

＜実施可能な企業協賛の特典内容＞

- (1)協賛物品への協賛企業・団体名等の表示
- (2)ホームページへの企業・団体名等の紹介
- (3)各種印刷物、配布物への企業・団体名等の表示

2 協賛企業の呼称使用

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）及び県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度において定める呼称（JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業）は使用できません。

＜使用可能な表現例＞

- ・〇〇社は、第 78 回国民スポーツ大会〇〇市開催競技を応援しています。
- ・〇〇社は、第 78 回国民スポーツ大会〇〇市開催△△競技会の協賛企業です。
- ・〇〇社は、SAGA2024〇〇市開催競技を応援しています。

＜使用できない表現例＞

- ・〇〇社は、第 78 回国民スポーツ大会を応援しています。
- ・〇〇社は、第 78 回国民スポーツ大会の協賛企業です。
- ・〇〇社は、SAGA2024 を応援しています。

※市町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

3 協賛企業の呼称使用の範囲

呼称の使用範囲については、原則、企業の広報、CSR（社会貢献活動）といった内容を想定しています。商品や商品広告等に使用する場合には、第 6 項に基づき JSPO または県実行委員会への申請が必要です。

4 協賛物品への使用

- (1) 協賛物品へは、上記 2. の＜使用可能な表現例＞のような表現を使用できます。
- (2) 企業名を含めて上記(1)を掲載する場合、JSPO 及び県実行委員会の協賛企業と錯誤

されることがあるため、市町実行委員会名を併せて掲載してください。

5 協賛企業・団体名等の露出

(1) JAPAN GAMES 開催時の競技会場内(※1)、及び、競技会場周辺(※2)へは、市町協賛企業名、団体名等の露出は一切できません。なお、競技会場外への看板・のぼり等を掲出する場合は、県実行委員会へご相談ください。リハーサル大会については主催者である競技団体等への確認をお願いします。

※1: 競技会場内 ⇒ 競技場、体育館等競技を行うエリア一体。
(観客席、会場内出入り口階段、スロープなども含む。)

※2: 競技会場周辺 ⇒ 競技会場が設置されている施設エリア一体。
(例: ●●総合運動公園内全体)

(2) 協賛物品として企業ロゴが入っている物品を提供される場合、競技会場内での使用を目的とした物品は一切認められません。

※競技会場内での企業ロゴの露出は、JAPAN GAMES パートナーのみの権利

6 国民スポーツ大会標章及び愛称等の使用

協賛企業が、協賛物品以外の自社の商品や商品広告等に国民スポーツ大会標章及び愛称等を使用する場合、①国民スポーツ大会標章(文字標章、現:国体マーク)については、現行の「公益財団法人日本スポーツ協会国体関係標章の使用に関する規程」に基づき JSPO へ、愛称(SAGA2024)等については、「SAGA2024 に係る標章等使用取扱規程」に基づき県実行委員会へ、それぞれ有償使用申請が必要となります。市町協賛の特典として、上記無償使用はできません。

7 協賛企業の調整

協賛企業の募集にあたっては、JSPO 及び県実行委員会が共同で実施する企業協賛制度の対象企業・団体と重複することが想定されます。

特に、市町村実行委員会の協賛企業が、競合他社排他権を有する JAPAN GAMES パートナーと業種が競合する場合、市町村実行委員会や市町村実行委員会の協賛企業に対し、アンブッシュマーケティングとして賠償責任が生じる場合がございますので、県実行委員会との密な情報共有や調整をいただくようお願いいたします。

また、JAPAN GAMES パートナーに対しては、各市町競技会場において、物販ブースの優先出展権や動線上優位な位置での出店等の権利も提供しております。

上記等を踏まえ、協賛企業を募集する際には、県実行委員会との事前の情報共有や JAPAN GAMES パートナーへのご配慮をお願いします。

【参考: 第 76 回大会(三重県※中止決定前)の国体パートナーと業種カテゴリー ※原則継続契約】

※JSPO 窓口契約企業

- ・アシックスジャパン株式会社(スポーツ用品並びにスポーツ用具)
- ・大塚製薬株式会社(清涼飲料水)
- ・ミズノ株式会社(スポーツ用品並びにスポーツ用具)
- ・三井住友海上火災保険株式会社(損害保険)
- ・株式会社時事通信社(報道・マスメディア)

8 法人税、消費税等の納税義務

市町実行委員会が企業協賛制度として、協賛金や物品の提供を受ける場合は、原則として課税対象となり納税義務が生じます。詳細確認や税処理については、所轄税務署にお問い合わせいただき、指導に基づき適切に対応ください。

9 協賛企業・団体等の税務上の取扱い

企業協賛制度に係る協賛企業・団体等の税務上の取扱いについては、国税庁ホームページ掲載の岐阜県（2012 年開催）及び和歌山県（2015 年開催）への回答をご参照ください。

岐阜国体及び和歌山国体と同様の協賛内容であれば、競技別リハーサル大会及び国体の各競技会において、企業等が提供した協賛金及び物品等の費用は、広告宣伝費として損金または必要経費に算入することが可能ですが、詳細については所轄税務署にお問い合わせください。

（国税庁ホームページ URL ↓）

- ・ 第 67 回国民体育大会等において協賛者が支出する費用の税務上の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/nagoya/shiraberu/bunshokaito/hojin/100318/01.htm#besshi1>
- ・ 第 70 回国民体育大会及び第 15 回全国障害者スポーツ大会において協賛者が支出する費用の税務上の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/osaka/shiraberu/bunshokaito/hojin/130205/01.htm>